

島本町教育委員会 会議録（令和元年第7回 定例会）

日 時	令和元年6月6日（月） 午前9時30分～午前10時30分
場 所	島本町役場 地階 第五会議室
出 席 者	持田教育長、藤田教育委員、西山教育委員、森田教育委員 岡本部長、安藤次長兼教育総務課長、川畑次長 （教育総務課）小路主査 （教育推進課）川口課長 （子育て支援課）南田課長 （生涯学習課）奥野課長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	高岡教育委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第21号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 第22号議案 令和元年度教育費補正予算（案）について 第23号議案 工事請負契約の締結について 第10号報告 島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱の臨時代理について
議 決 事 項	第21号議案、第22号議案、第23号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長

本日高岡教育委員から島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。

定足数を満たしておりますので令和元年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、藤田教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、藤田教育委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

それでは、第21号議案「島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第21号議案「島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、ご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

まず、改正理由でございますが、国基準の一部改正に伴って、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございます。主に、4点ございます。

まず、1点目といたしましては、家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設につきまして、一定の条件の下、当該連携施設の確保を不要とするものでございます。

次に、2点目といたしましては、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所につきまして、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

次に、3点目といたしましては、家庭的保育者の居宅以外の場所で保育を提供している家庭的保育事業者につきまして、平成27年4月1日から5年間は自園調理の原則を適用しないことができることとしているところ、その経過措置期間を、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、5年延長し、全体で10年間とするものでございます。

次に、4点目といたしましては、家庭的保育事業者等につきまして、

平成27年4月1日から5年間は連携施設を確保しないことができることとしているところ、その経過措置期間を5年延長し、全体で10年間とするものでございます。

その他、文言整理につきましても、併せて行うものでございます。

最後に、施行期日は、公布の日でございます。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきご可決賜りますよう、お願いいたします。

教育長 これより本案に対する質疑を行います。質問がある方は挙手をお願いいたします。

教育委員 本改正は、国基準が一部改正されたということに伴う改正で間違いないでしょうか。内容について、家庭的保育事業者による卒園後の受け皿の提供とありますが、もう少し詳しくご説明いただきたいと思えます。

子育て支援課長 今回の改正の元になりました国基準の改正といたしますのが、省令の改正でございまして、もともと家庭的保育事業等の事業者においては、連携施設の確保が必須となっているところですが、これを今回の改正でも、一部規制緩和なり、経過措置期間の延長を行うものです。3点目の、家庭的保育者の居宅以外の場所で保育を提供している家庭的保育事業者が、今回対象となりますけれども、昨年改正では、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者を対象とする同様の改正が行われております。今回はさらにその対象を拡張するものです。

また、卒園後の受け皿について、小規模保育事業所を含みます家庭的保育事業者は、0～2歳児が入所対象となるため、卒園は3歳児になるときということですが、その際に行き先を確保することが必須となっていますが、これについての一定の規制緩和が今回図られたものでございます。

教育委員 第47条第2項に、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするもの、とありますが、この文言の意味は、現在提供を行う連携施設があるので不要ということですか。

子育て支援課長 ここで書かれております満3歳以上の児童を受け入れている保育所

型事業所内保育事業所といたしますが、利用定員が20名以上の事業所内保育事業所、保育所型と呼んで類型化されているわけですがけれども、こちらにつきましては、事故の施設におきまして3歳以上の子どもに、保育の提供が可能ということで、通常のいわゆる認可保育所等への連携が不要とするという内容でございます。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第22号議案「令和元年度教育費補正予算(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 それでは令和元年度教育費補正予算(案)につきまして、ご説明申し上げます。資料をご覧ください。

1 ページ目の歳出でございます。款) 教育費、項) 小学校費、目) 学校管理費の3,500万5,000円の増額につきましては、第三小学校施設整備に伴うものでございます。

島本町内の町立学校につきましては、第三小学校以外の耐震工事は全て終了しており、残すは第三小学校の3つある棟のうちの、A棟のみが未耐震という形になっております。これまでの事業の概要と経緯としまして、平成21年度に行った耐震診断の結果に基づき、B棟とC棟の耐震補強工事を行い、A棟については建替えをすることということで、事業を進めております。特に平成26年度に基本構想を策定し、その後、平成27年度にパブリックコメントを行った後に、A棟については建替え、B棟、C棟については耐震補強を行うということで進めております。この基本構想の段階では、第三小学校の耐震化と併せてグラウンドに第四保育所を併設で整備をするという計画でしたが、

平成28年度に実施設計を行った際に、条件等勘案したところ、第四保育所を学校の敷地内で整備をするというのは困難であるということで、第三小学校のみの整備ということになりました。平成29年度に入りましてB棟とC棟の耐震補強を行っております。その後、平成30年度から今現時点で、当初は、仮設校舎はなしで整備をするという形で計画はしていましたが、実施設計を経たのちに、教育環境を考慮した結果、仮設校舎を設置しA棟を建替えるということで事業を進めているところでございます。今回6月の定例会議のほうに、仮設校舎の賃借料と、A棟の建替えに伴う工事費、それに伴う工事監理費の算出をいたしまして、予算計上してまいりますので、今回議案として提出させていただいたところでございます。主な整備内容については、今現在のA棟の反対側である道路側のほうへ移っていくような形での建替えとなります。この建替えの内容ですが、給食室、図工室、保健室、家庭科室、音楽室などの特別教室になっております。B棟、C棟は、通常の教室と学童や支援教室があるものでございます。運用としては、通常の授業については仮設校舎で授業を受けていただき、特別教室を利用する際は、現在のA棟を通過し授業を受けに行ってください、現在学校とは調整しております。給食につきましては、今現在A棟1階が給食室になっており、調理したものを仮設校舎のほうへ運搬すると、子供たちの運搬の負担や、雨天時の対応などがあることから、現在の校舎の中で食べていただくということで、学校と調整しております。当然給食時間中、工事は中断しながら進めていく方向で考えているところです。

予算要求額といたしまして、歳入のほうは国の交付金を1億6,200万円の見込んでおり、事業としては3か年度かけて実施していくこととなりますので、A棟の建替えとして1億6,230万円、工事管理費として3,189万2,000円、仮設校舎のリース料として3億9,259万円、仮設校舎の設置に伴う電話の設置やICT対応用のLANケーブルの設置等が320万円、総予算としては20億6,998万2,000円の予算を計上させていただき予定をしております。平成30年度予算額は、国の交付金事務の関係上、前倒しで予算案をあげたものでございまして、実際の工事内容等については、工事

請負費として2,596万1,000円、工事監理業務委託料として584万4,000円、電話やICT対応として320万という形の予算で、今回の補正予算としては、3,500万5,000円の予算計上しております。

今後は、当初予算として、令和2年度に約16億、令和3年度に約3億円という金額を計上する形になります。今後の工程については、今回6月議会で、補正予算を計上させていただいて、可決された後にA棟建替の工事業者を決めてまいります。それから仮設校舎についても、同時並行でリース業者を決定し、今年度中に設置をしていくという流れで考えております。A棟の建替工事については、金額が大きいので、議会の契約同意が必要となりますので、これは12月議会で契約同意の議案を出させていただきたいと考えております。子供たちには、令和2年度の新学期から仮設校舎のほうで授業を受けていただき、A棟の建設工事を令和2年中に一定の目途をつけたいと考えております。その後、新A棟建設後は、現A棟の解体に着手し、解体後の外構工事を含めて、令和3年度の一学期末までに完了させたいと思っております。最終的に児童が新しい校舎で全ての授業を受けていただくのは、令和3年度の2学期からということに現在考えております。時期は業者等決まった後にはなるとは思いますが、恐らく2学期のかかりぐらいに、仮設校舎を解体していくという作業になるかなというふうな今のところは予定をさせていただいております。繰り返しになりますが、この工程については当然、これから2、3年かけてやっていく事業になりますので、随時見直し等は入ってくるかと思いますが、大まかな流れとしては、学期の区切などを大きな区切りとして工事を進めたいというふうな思っております。以上が第三小学校の施設整備事業のご説明となります。先ほど申した今回補正予算であげさせていただくのは役務費の通信運搬料の電話使用料30万、工事監理業務委託料584万4,000円、工事請負費2,886万1,000円の合計3,500万5,000円の予算計上となっております。また、債務負担行為につきましては、令和3年度までの長期事業になりますので、そこまでの予算を組ませていただいているものでございます。

それでは2ページのほうをご覧ください。歳入の国庫支出金、国庫

補助金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金、735万4,000円の増額につきましては、幼児教育保育の無償化の実施に伴うシステム改修費用に対する補助金を見込んでおります。

それからその下の府支出金の府補助金、民生費府補助金、児童福祉費補助金、1,273万3,000円の増額につきましては、民間小規模保育事業所整備事業に対する補助金を見込んでいるものでございます。

続きまして3ページをご覧ください。歳出でございます。目) 児童福祉総務費の735万4,000円、それからその下の児童措置費の1,432万5,000円の増額補正につきましては、先ほど歳入でご説明したものの支出分の見込額となっております。それから最下段の児童福祉施設費の5,559万円の支出につきましては、ふれあいセンターへ第四保育所を移動させるための費用となっております。内訳といたしましては、消耗品費、必要な消耗品の購入として消耗品費が203万3,000円、それから警備業務の委託料として734万円、それからシステム使用料として4万4,000円、それから備品購入費として、296万5,000円、改修費用として工事請負費、4,320万8,000円、合計7,726万9,000円の歳出の増額補正となっております。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長

これより本案に対する質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いいたします。

教育委員

第三小学校について、給食はB棟とC棟で食べるということではなかったですか。また、保護者の方への説明会や資料配布の時期が決まっていたら、教えていただければと思います。

次長兼教育総務課長

給食につきましては、現在のB棟、C棟の教室で食べていただくということで予定をしております。

保護者の方への説明ですが、現在、方法や時期を学校と相談させていただいているところです。ある程度説明できる内容がそろった段階で、保護者の方が集まれる場所やタイミングを見計らってご説明させていただくのが良いかと考えております。また、まずお便りを先に出

させていただくという方法も考えております。今現在、時期は明確に決めきれてないところはありますが、できるだけ情報発信というのは積極的にさせていただきたいと考えております。

教育委員

保護者の方から、施設の整備についてはどうなったのかというようなお声をいただいていますので、できるだけ早くご説明いただければと思っております。

運動場のところに仮設校舎を設置するにあたっては、運動会はどのように実施するご予定でしょうか。

教育委員

保護者への周知について、平成30年12月21日に文書にて、令和3年8月を目途に工事の完成を目指していきたいという今後のスケジュールを、学校を通じて配布させていただきました。その際にも詳細等については、今後随時お知らせさせていただきますということで、ご案内させていただいておりますので、できるだけ我々も情報提供には務めてまいりたいというふうに考えております。

また、運動会については、グラウンドの半分が仮設校舎で埋まることから、別の場所での実施とならざるをえないかと学校と話はさせていただいております。特に仮設校舎については、今年度中に設置をしていきますので、来年度については、年度当初からグラウンドは半分という形になってしまいますので、スケジュールどおりにいけば、令和2年度と令和3年度は、別の場所で開催することになるかと思っております。令和3年度は運動会を秋に実施するという方法もあるかもしれませんが、その場合、解体工事が9月までかかる予定ですので、工事の進捗具合によっては間に合うかどうか分からない部分もあることから、今のところは令和2年度と令和3年度については、別の場所で運動会をやっていただくというのが現実的だと考えているところでございます。

教育委員

債務負担行為の教育費の町立第三小学校施設整備事業に係る当該年度以降の支出予定額16億5,000万について、工事に係る予算の一部を先に債務負担で計上するということですか。

また、この予算要求額は相当なものだと思いますが、この金額の内訳をもう少し詳しくご説明いただけたらと思います。

次長兼教育総務課長

議案資料1ページの下の債務負担行為のこの金額の内訳でございま

すが、上段の第三小学校施設整備事業が、工事請負費と工事監理業務委託料の合計額となっております。下段の仮設校舎賃借料というのが、仮設校舎のリース料となっております。

A棟の建替工事請負費と工事監理業務委託料の合計額が総工事費で、すでに平成30年度に債務負担行為を行った2,403万9,000円を除いた額が、16億5,015万3,000円の金額になっておりますので、2つの債務負担行為額を合計して、16億7,419万2,000円が3か年度の事業費という形になります。なお、電話とICT対応の費用は今年度中に実施いたしますので、債務負担行為額からは除いております。債務負担は長期間にわたって事業をやるうちの支出の分という意味合いを考えていただいたら、A棟の建替工事分、A棟の建替工事管理業務分、それから仮設校舎賃借料の16カ月分の債務負担行為を組んでいるという予算になっております。

この事業については、委員のご心配のとおりかなり大きい金額の事業費となりますことから、我々としましても種々検討させていただきましたが、必要なものや工法等も考えると、今現在予算にあげさせていただいている約16億4,000万円程度ぐらいは、どうしてもかかってまいります。また、当初、仮設校舎はない方向で考えていましたが工法としてコンクリート造になってまいりますと、大きな音が工事期間中に発生することから、仮設校舎を別で設置をして授業を受けていただかないと支障が出るであろうという結論にいたりましたので、仮設校舎の費用をあげさせていただいております。この仮設校舎の大きさ、教室数、用途機能などを勘案していくと、約4億円近い仮設校舎の費用というのが、今回出てきておりますので、現予算の段階においては、これ以上経費を切り詰めるのは困難であるということで今回予算案を計上させていただいている状況です。

教育委員

冒頭のお話の中で、A棟と仮校舎の解体工事費というのは、今後令和2年度か3年度の予算に組み込むということですか。それともすでに組み込まれているのですか。

次長兼教育総務課長

仮設校舎の解体費用については、仮設校舎の賃借料の中に含まれており、現在のA棟の解体工事費用については、A棟の建替工事費用に含まれております。そのため、改めてこの解体工事費を別で予算計上

するという事は考えておりません。解体工事の上で何か想定外のことがあり、今の予算では対応できないということがない限りは、現工事の建替工事費用と賃借料の中でそれぞれやっていただくということを今我々としては考えております。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。これより本案に対しての討論を行います。

教育委員 本事業については、予算額も大きいことですし、それなりに結果を報告していただきつつ、子供たちに影響が余りないような工事方法で進めていっていただきたいなと思います。

教育委員 工事について説明される際に、可能であれば、資料だけではなくて、本格的に工事が入っていく前の段階では、担任の先生から参観や懇談の際に、一言かけていただくなどしていただく保護者の方にとっては、すごく入りやすい内容なんじゃないかなと思っておりますので、検討いただければなと思います。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので可決することと決定いたしました。

それでは第10号報告「島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼教育総務課長 それでは島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱の臨時代理につきまして、ご説明申し上げます。

島本町立小・中学校結核対策委員会につきましては、町立小・中学校における結核対策の充実をはかるために実地をする機関でございます。主に町立小・中学校における結核検診の実施の状況及び、結果を把握し、精密検査の対象となる児童生徒の管理方針を検討しております。今回令和元年度精密検査の対象となる児童生徒の選定にあたりまして、会議を開催する必要がありますことから、委員の委嘱を行うものでございます。本来ではあれば、事前に議案として提出すべきところでしたが、推薦手続等がおくれ、暇がなかったことから、今回臨時代理とさせていただいておるところでございます。よろしくご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

委員につきましては、参考資料として、委員名簿を添付させていただいておりますので、そちらをご覧ください。また委員の任命につきましては、そのさらに次のページに参考として添付しております規則の抜粋のほうをご覧くださいまして、第2条の委員の構成については、規則に基づき選定をさせていただいておるところでございます。まず結核の専門家、または呼吸器系疾患の医師といたしましては、栗山隆信医師を、また町立小・中学校の学校医、または高槻市医師会が推薦するものといたしまして、中小路隆裕医師を、高槻市医師会からご推薦をいただいております。また大阪府茨木保健所の長、または長が推薦するものといたしまして、西田信子参事兼地域保健課長をご推薦いただいております。また町立小・中学校長といたしましては、第一小学校の頼田校長が、また町立小・中学校の養護教諭といたしましては、第二中学校の竹原先生が今年度の担当となっております。任期につきましては、同規則第3条の規定に基づき、令和2年3月31日まで、本年度までとなっております。以上簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

教育長

ただいまの報告についてご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

次長兼教育総務課長

当初ご案内させていただいておりました議案につきましては、この

3件でございましたが、追加で1件議案をお願いしたいと思っておりますので、今から資料のほうを配布させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(資料配布)

次長兼教育総務課長 第23号議案「工事請負契約の締結について」、ご説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。今回工事請負契約の締結について、工事概要としまして、町立第一小学校給食室改修工事でございます。内容につきましては、給食室の改修工事ということで、第四小学校で調理した給食を、第一小学校のほうで受け入れ、それを第一小学校の児童に提供するというための、受け入れのための改修工事内容となっております。工期につきましては、議会の議決日から令和元年の9月30日までとなっております。契約金額につきましては、5,799万6,000円で、契約業者は所在地が大阪市平野区瓜破東6丁目2-6の株式会社ヘイワ代表取締役西野貴司でございます。契約方法は指名競争入札で、契約保証金は履行保証証券の納付をいただく予定としておりますので島本町財務規則第117条第1号により免除とさせていただきます。

続きまして資料の2ページをご覧ください。横長の図面になっておりまして、斜線部が現在の給食室で、ちょうど正門から入ってすぐ正面の場所で今現在給食を作っていますが、引き続きここで、受け入れ態勢をとっていくということで計画をしております。各階改修平面図の3階建てのうちの1階部分が給食室になっており、そこからリフトで各階の配膳室に配膳していきますが、配膳に使用する代車が従来のものよりも大きくなることから、配膳室の出入口の間口を少し広げさせていただきます。続きまして4ページのほうをご覧ください。給食室のほうの改修内容になっております。下が既存の平面図ということで、今現在の形状になっておりまして、上が改修の平面図ということで、1階の給食室で受け入れたものを、それぞれリフトで配膳室に配膳し、児童が給食を食べた後に、食器等が返ってきたものを洗う洗浄室があるという形状になっております。5ページの工程表をご覧ください。今回、予定価格が5,000万円を超えておりますので、議会で契約同意の議決が必要となりますが、契約同意を6月に可決いただ

きましたら、工事の準備として1学期の間、準備を進めさせていただきたいと思っております。当然今現在もこの給食室では、給食調理を行っておりますので、工事に取りかかるのは夏休みに入ってからという形になりますので、工事については2学期が始まる8月の26日までに完了を目指してまいりたいと考えております。工程として9月いっぱいまでを示していますが、外構の工事や書類作成を行う期間として9月末までとさせていただいております。給食が2学期から提供できるように、遅れのないように、我々としても万全の準備をして、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長 それではこれより本案に対する質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いします。

教育委員 第一小学校の給食室の改修工事につきましては、今回は契約額が確定した報告ということでよろしかったですか。

次長兼教育総務課長 はい、第一小学校の給食室の改修工事の予算につきましては、当初予算で計上をさせていただいております。この工事につきましては、指名競争入札で入札をさせていただき、落札業者が決定しましたので、契約には議会の議決が要するため、今回この教育委員会のほうにお諮りをさせていただいているということでございます。

教育委員 落札金額が当初予算額を少し上回ったということではよろしいでしょうか。

次長兼教育総務課長 予算の中で入札の執行ということをやっていきますので、当初予算よりも契約金額は下がった形にはなっております。

教育委員 工事車両についてなんですけども、工事車両の出入り口もあるかと思いますが、工事は夏休みの期間にはなるとはと思いますが、水泳などで多分水泳指導の期間は子供たちも出入りするかと思いますが、大きな車両が来ると、かなり道も狭くなってしまうと思いますので、気をつけていただきたいと思います。

次長兼教育総務課長 委員がご懸念の点については、我々も同じようにしっかりと対策していかなければならないと思っております。今回、議会で議決をいた

だいて、工事業者が確定いたしました後に、業者と学校と打ち合わせをさせていただいて、当然安全管理には十分気をつけて工事のほうは進めたいと思っております。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので可決することと決定いたしました。以上をもちまして本日の議案、議事は、全て終了いたしました。これをもちまして令和元年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。